

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年4月8日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

- (1) 業務名 豊田市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託
- (2) 業務の概要 給付金に係る業務は申請書等印刷、システム開発・運用、窓口・コールセンター、申請書受付審査、支給準備等広範囲に渡ることから、各部門間の連携を円滑にするため、包括的に業務を委託
- (3) 履行期限 令和8年3月31日
- (4) 提案限度額 120,000,000円（消費税込み）

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置をうけていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、特に問題ありません。）
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。
 - ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登録されたものに限る。）
 - イ 地方公共団体発注の業務で元請けとして1件あたりの税込金額6,000万円以

上の下記業務の履行実績を有する者（ただし、システム構築・運用管理、通知書等の帳票作成・発送、事務処理、コールセンター・窓口業務を包括的に履行した場合に限る。）

特別定額給付金支給業務

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した給付金支給業務

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金支給業務

ウ 個人情報の保護について、「プライバシーマーク」又は「ISMS」を有しており、情報セキュリティ管理体制を構築していること。

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和7年4月8日(火)から令和7年4月21日(月)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市役所福祉部やすらぎ福祉総務課(東庁舎1階)又はやすらぎ福祉総務課ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和7年4月21日(月) 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所福祉部やすらぎ福祉総務課(東庁舎1階)
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- (4) 添付資料 参加資格要件(7)イ・ウが確認できる書類(契約書、許可証などの写し)

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和7年4月22日(火)まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年4月21日(月) 午後5時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)
- (3) 回答 令和7年4月25日(金)までにやすらぎ福祉総務課ホームページ(又は参加者にメール)にて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面12頁以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に以下の内容を記載(提出部数は正本1部、副本6部) 副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 業務経歴

類似の給付金業務の実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)

(2) 業務担当体制

業務担当責任者、主任担当者等の資格、経歴、同種・類似業務実績、現在の手持ち業務

(3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案や意見

ア 給付金システム構築・運用：システム機能、市が持つ住民基本台帳や税情報との連携方法、各部門の情報共有できる仕組み

イ 確認書等帳票作成：受給者にとって分かりやすいデザイン

ウ 事務処理：処理誤りをなくす仕組み、遅延なく実施できる体制、不備対応

エ コールセンター・相談窓口業務：電話番号（設置場所）、繁閑調整、対応言語、具体的な問い合わせ対応方法及び回答の想定、市や事務センター等との連携方法、市へ対応を引継ぐ際の考え方及びその方法

オ セキュリティ対策：作業場所、個人情報を受け渡し方法、セキュリティ体制、業務完了後の個人情報の消去体制・仕組み

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

8 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年5月9日（金）午後5時まで

(2) 提出場所 豊田市役所福祉部やすらぎ福祉総務課（東庁舎1階）

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）

(4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

(1) 開催日時 令和7年5月19日（月）午後1時から午後5時までのうち指定する30分間（時間は後日連絡する。）

(2) 開催場所 豊田市役所 福祉部会議室（東庁舎1階）

(3) 備考 ア 説明15分以内（時間厳守）、質疑応答15分とする。

イ 説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。

ウ プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

エ 出席者は3名以内とし、業務担当責任者、主任担当者及び会社の方針が述べられる立場の者又はその権限の委譲を受けている者が必ず出席すること。

オ 社会情勢によりヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合はWEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

(1) 以下の項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員採点結果の合計で最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（310点）【事務局評価】

（ア）企業の業務実績（60点）

（イ）業務担当者等の業務実績（250点）

イ 業務実施計画等（68点）【選考委員評価】

（ア）業務実施方針（8点）

（イ）本業務への提案・意見（52点）

（ウ）工程計画（4点）

（エ）取組意欲（4点）

※評価点（650点）＝ア（業務経歴（310点））＋イ（業務実施計画（68点））
×5人）

※詳細は別紙（評価基準）のとおり

(2) 最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうち業務担当者等の業務実績の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。さらに同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

(4) 選考は以下の5名の委員により行う。

委員長 福祉部 部長

委員 福祉部 副部長

市民税課 課長

情報システム課 課長

やすらぎ福祉総務課 課長

11 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知（予定）日 令和7年5月20日（火）

選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。

(2) 契約（予定）日 令和7年7月 3日（木）

プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

12 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

- イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

【問い合わせ先（提出先）】

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市役所 福祉部 やすらぎ福祉総務課
電話 0565-34-6706（直通） FAX 0565-34-6755
E-mail : yasuragi@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により、業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記 (1) 又は (2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>